



## 令和7年度くまがや市商工会「ウェルカムSHOP事業」要項

### (熊谷市空き店舗活用支援事業)

○事業名	くまがや市商工会「ウェルカムSHOP」事業
○空き店舗の定義	熊谷市立地適正化計画における都市機能誘導区域内または都市計画法に基づくくまがや市商工会管内の商業地域及び近隣商業地域に所在し、6か月以上使用されていない空き店舗及び空き家等で新たな活用により、近隣店舗に賑わいの相乗効果が見込めるもの。また、路面店及び居住用用途でない建物内における2階以下の建物店舗。大型商業施設のテナント型店舗でないもの。
○申込対象者	新たに商業等を営もうとする者又は既に商業等を営む者のうち、空き店舗等に出店しようとする者で、補助金申請日までに3ヶ月以内に開業(営業を開始)した者、市長が実施する事業等に協力できる者、熊谷市中小企業振興条例を理解して事業活動できる者、地域電子マネー「クマPAY」発行事業実施要綱に基づく取扱加盟店になろうとする意欲がある者、かつ次の(1)～(9)にいずれにも該当しない者。 (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定める営業を行おうとする者 (2)熊谷市内において、店舗を移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした者 (3)同一年度に当該補助金の交付を受けたことがある者 (4)空き店舗の所有者、当該所有者の生計同一者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人 (5)昼間の営業ができない者 (6)市税等を滞納している者 (7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者 (8)開業に際して法律に基づく必要な資格を有しない者 (9)その他審査会及び市長が不適切と認める営業を行っている者

○補助対象事業	事業者が行う小売業及び飲食業、地域コミュニティ醸成に寄与する事業、地域活性化に資すると市長が認める事業とし、原則3年以上継続して営業、運営ができるもの。にぎわいの相乗効果を高める根拠や、目標をもっているもの。
○申込方法	<p>所定の用紙等にご記入の上、必要書類を添えて旧妻沼町・旧江南町の空き店舗についてはくまがや市商工会へお申し込みください。</p> <p>(1)熊谷市空き店舗活用支援事業費補助金交付申請書(様式1号)</p> <p>(2)事業計画書(事業スケジュール・資金計画)</p> <p>(3)物件情報(物件の概要、間取り図、地図等の資料)</p> <p>(4)賃貸契約書の写し</p> <p>(5)市税(法人市民税)等の納税証明書又は領収書の写し又は非課税証明書</p> <p>(6)法律に基づく資格を有することの証明書・登録書又はその写し (法律に基づく資格を活かして事業を行う又は行っている場合)</p> <p>(7)履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本(法人の場合)</p> <p>(8)直近の決算書(法人の場合)</p> <p>(9)住民票(個人の場合)</p> <p>(10)直近の確定申告書及び決算書(事業を営んでいる個人の場合)</p> <p>(11)履歴書及び職務経歴書(事業を営んでない個人の場合)</p> <p>(12)その他必要な書類</p>
○申込期間	<p>申込受付は、各年度12月末日まで</p> <p>※申し込み先:くまがや市商工会 ☎048-588-0140</p> <p>※年度予算に達した時点、又は受付期間終了で当該年度の空き店舗活用事業は終了します。</p>
○補助金額	1事業あたり、事業開始年度内の補助対象経費と50万円を限度とする。
○補助対象経費	内外装・設備工事費及び開業費(不動産契約費用・開業月までの賃借料・開業に伴う仕入れ等)
○実績報告	<p>申請事業が採択され、熊谷市空き店舗活用支援事業費補助金交付決定通知書(様式2号)を受けた者で、所定の用紙等にご記入の上、必要書類を添えてくまがや市商工会へお申し出ください。</p> <p>(1)熊谷市空き店舗活用支援事業費補助金実績報告書(様式3号)</p> <p>(2)事業報告書(確定資金計画)</p> <p>(3)領収書の写し(補助対象分)</p>

#### (4)その他必要な書類

##### ○補助金交付

- ①実績報告(様式3号)等を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、熊谷市空き店舗活用支援事業費補助金確定通知書(様式第4号)により補助事業者に対し通知します。
- ②熊谷市空き店舗活用支援事業費補助金確定通知書(様式第4号)を受けた者は、速やかに熊谷市空き店舗活用支援事業費補助金請求書(様式第5号)をくまがや市商工会へ提出していただきます。
- ③熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金請求書(様式第5号)を受理した後、指定された口座へ補助金をお振込み致します。